

2月7日付のニュース262号で、自治会や連合会は他の団体以上に政治的圧力団体であることは許されない特質を持っている、連合会がその役割・目的を逸脱して「議会解散」「定数削減」要望などの政治的活動をするなら、「補助金や報償費の返還、支出の差し止め」の住民監査請求を行う、としました。

2月21日付の263号でお知らせしたように、2月19日に自治会連合会から、「議会解散」「定数削減」などについて「総意」として「要望書」が議長に提出されました。残念ながら、このような状況になりましたので、市民の皆さんの参加を募って、住民監査請求を行うしかありません。今回はその特集号となります。

## 《住民監査請求の市への提出は3月18日(水)午後》

このページの左側では「住民監査請求」などのことや「ご意見」、右側では「請求人の署名の用紙」、裏側では「請求の根拠」、「解散の要望書」とそれを受けての「議会の全員協議会での意見の一部」を紹介します。

住民監査請求は地方自治法第242条で規定され、自治体の公金の使い方などの是非を住民が問う制度です。最高裁判所は、「法律によって特別に認められた参政権の一種であり、自己の個人的利益のためではなく、住民全体の利益のために、公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものである。住民訴訟の判決の効力は全住民に及ぶ」(昭和53年3月30日判決)としています。

自治会の運営に必要性も合理性もない政治的関与の表明や行動が正当か、市民がただすのが正当か、結論が出ます。

## 《勇気を出して、一緒に変えましょう》

寄せられるご意見は、基本的に次です。

- 自治会や自治会員は何も聞いていない。
- 私たち自治会員は知らない。一部の人が言っているだけ。

「請求は自治会の改革には良いこと。私も参加者を募る。ただ、今回は一部の人の話でもあり、同時に『落としどころ』も設定して欲しい」旨の意見もあります。そこで、自治会連合会が次の4項目の対処をすれば、監査請求の提出は回避します。

- ① 「2月19日の自治会連合会の議長あて要望書を文書で撤回する」
- ② 「今後は、政治的な表明や活動はしないことを、市長、議長宛て文書で示す」
- ③ 要望書提出が報道関係に案内されたので「報道関係にも①②を伝達する」
- ④ 「①②③を3月16日(月)までに行う」

## H 2 6 年 度 の 自 治 会 連 合 会 補 助 金 等 の 返 還 の 住 民 監 査 請 求

山 県 市 自 治 会 連 合 会 が 2 月 1 9 日 付 で 「 議 会 自 主 解 散 」 「 定 数 削 減 」 な ど の 趣 旨 の 「 要 望 書 」 を 議 長 に 提 出 し た 。 し か も 、 「 総 意 」 で あ る と 明 記 さ れ て い る か ら 「 自 治 会 地 区 連 合 会 長 及 び 単 位 自 治 会 長 」 ( 以 下 「 会 長 」 と い う ) の す べ て の 合 意 と 読 み 取 る し か な い 。

こ の 「 自 治 会 な ど の 政 治 的 意 向 表 明 、 活 動 」 は 、 市 の 交 付 す る 補 助 金 な ど の 趣 旨 ・ 目 的 を 著 し く 逸 脱 し た 行 為 で あ り 、 か つ 、 個 人 の 思 想 、 政 治 的 信 条 、 信 仰 等 に 関 係 な く 構 成 さ れ る と い う 「 自 治 会 の 特 質 」 に 照 ら せ ば 、 公 序 良 俗 に 反 し 、 社 会 通 念 上 も 許 さ れ な い 。 こ の 結 果 と し て 、 公 金 支 出 は 違 法 と な る と い う し か な い 。

よ っ て 、 監 査 委 員 に 次 の 勧 告 を 求 め る 。

- 1 . 会 長 は 市 自 治 会 運 営 費 補 助 金 9 2 0 万 2 千 円 を 市 に 返 還 せ よ 。
- 2 . 会 長 は 会 長 報 償 費 6 1 5 万 5 6 0 0 円 を 市 に 返 還 せ よ ( 未 交 付 な ら 差 し 止 め ) 。
- 3 . 市 が 上 記 の 返 還 を 求 め ( 差 し 止 め ) な い な ら 、 市 長 個 人 で 同 額 を 市 に 弁 償 せ よ 。

※ 請 求 で き る 人 は 市 内 に 居 住 の 事 実 が あ れ ば 、 国 籍 を 問 わ ず ど な た で も で き ま す 。 氏 名 だ け は 自 ら 署 名 。 同 住 所 は 「 〃 」 可 。 職 業 は 好 み の 表 現 で 可 。 押 印 ( 指 印 も 可 ) 。

こ の 右 側 ペ ー ジ だ け コ ピ ー す る か 切 り 取 っ て 記 入 し 、 返 送 し て く だ さ い 。

返 送 先 〒 5 0 1 - 2 1 1 2 山 県 市 西 深 瀬 2 0 8 寺 町 と も ま さ 方 FAX は 不 可

**郵 送 は 3 月 1 7 日 ( 火 ) ま で に 必 着 持 参 は 1 8 日 ( 水 ) 朝 ま で**

住 所	氏 名 ( 自 署 )	職 業	印
山 県 市			
山 県 市			
山 県 市			
山 県 市			
山 県 市			

## 自治会の政治的活動により、補助金等が違法となる理由（抄）

● **地方自治法** 【（寄附又は補助） 第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。】

● **山県市補助金等交付規則**（趣旨） 第1条 補助金及び助成金の交付は、法令、条例及び規則等に特別の定めのあるもののほか、この規則で定める。

（交付決定の取消し等） 第7条 市長は、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。 (2) 補助金等の交付の条件に違反したとき。  
(3) 事業の施行方法が不相当であるとき。 (4) その他不正の行為があったとき。

● **山県市自治会連合会運営費補助金交付要綱**（趣旨）第1条 この要綱は、市内で組織する自治会の円滑な運営に資するため、自治会及び地区自治会連合会に対する運営費の補助に関し、市補助金等交付規則のほか、必要な事項を定める。

● **市が交付する補助金・報償費の趣旨、目的**（H24年度決算成果説明書から）

《自治会等活動補助金》 地域に根ざした課題の解決、安全・安心な社会づくりに、自治会の役割は欠かせません。特に地域住民が地域のことを知って愛着を持ち、主体的にまちづくりを進める重要性が再認識されています。**住民自治を担う基盤的な組織で、市民協働に欠かせない自治会の活動を支援しました。**

【事業成果】 単位自治会、各地区自治会連合会、市自治会連合会の活動が活発にできました。＜H24年度 地区連合会14団体 単位自治会156団体＞

《自治会長等報償費》 単位自治会長に対して、防災防犯対策・社会福祉・青少年健全育成・人権問題の啓発等の協力、道路水路の維持管理、自治会内の行政要望等の聴取・調整、市広報紙・各種行政文書の配布や回覧等を依頼しました。各地区自治会連合会長には、所管する単位自治会との連絡調整、単位自治会間での調整等を図っていただくとともに、広聴に協力をいただきました。

【事業成果】 単位自治会長及び各地区自治会連合会長に協力をいただき、**市政の円滑な運営、住みよいまちづくりを目指すことができました。**

● 《地方公共団体の補助金支出については補助金適正化法の規定に準じた各地方公共団体の規則・要綱などによっている。》 《補助金適正化法＝「補助金を受けるものは、税金その他の貴重な財源であることに留意し、法令の規定及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行う。」》（以上、「ウィキペディア」から）

● **【公序良俗】＝「公共の秩序と普遍的道徳。公序良俗に反する内容の法律行為は無効。犯罪の違法性は実質的には公序良俗に反することによる」**（広辞苑）

● **【社会通念】＝「社会一般で受け入れられている常識または見解。良識」**（広辞苑）

## 《自治会連合会の「要望書」の一部を抜粋》

### 山県市議会の議会改革について（要望）

・・・このような状況にあつて4月に予定されております県議会議員、市長選挙に伴い現職市議会議員の立候補も予定されますが、多くの市民の皆さんから来年予定されている市議会議員選挙を前倒しして市長選挙と同時に実施することで、経費の削減を求める声があります。・・・是非実施していただきたく・・・市民の皆さんから定数削減の声も寄せられており、議会の適切な対応を・・・

以上2点・・・山県市自治会連合会の総意としてここに要望いたします。

（要望書全文はブログ『てらまち・ねっと』2月23日に掲載）（文字強調は寺町）

2月19日に議長に提出、20日に議員の会議で配布された自治会連合会の要望書には、（私寺町も知らないような）選挙情勢を述べつつ、「議員選挙を前倒し」「定数削減」「連合会の総意」とあります。議員の会議では、連合会を構成する地区会長14名のうち「2名は反対、1名は単位自治会に聞いていないから保留」もしくは「3名が保留」との説明がされました。

## 《2月20日の「議員懇談会」での議員の意見の抜粋・要約》

- **A 議員** 総意ではない、とのこと。出すなら前もってきちんとすべき。（市長選と議員選を）同時にすれば約1千万円の削減というが、自治会の補助金などは年間1千万円以上あるのだから、それを半分にすればもっと削減になる。
- **B 議員** 10の（単位）自治会長に聞いてみた。「話は聞いていない。酒の席で出たことがあったが、そんなこと、酒の席で話すことではないと断った」「選挙直前にそんなこと言われても困る。議会で蹴ってくれ」「連合会に不信感を持っている」。自分は、選挙が迫った時に出してくるのは問題だと思う。
- **C 議員** 私は、（地区）連合会長をやっている、1月も（なんとなくその話が）始まったので、「一度、きちっと自治会に話をしないといけない」と言った。昨日も、会議閉会後に「要望」の話になったので、指摘したら、会長が、「正式な会議にする」と言って、話し合いになった。私は、「下の自治会に持って帰って聞かなければいけない」と言い、ある会長は、「持って帰ったら、ガチャガチャになってしまう。自分の判断でいい」と言い、ある会長は、「経費削減には賛成だが自治会が解散をいうのは筋が違う」と言った。
- **D 議員** 地区の人の意見は、「自治会から出た話ではないから、おかしい」「（議員の）高齢化を若くしなければいけない。1か月で選挙にしたら、若い人が出られず古い人ばかりになる。また3年延びる。そんなことはダメ」など。
- **E 議員** 今朝の新聞にも出たので、これから自治会の会議でもめる。
- **F 議員** 前回、自治会の総意なら考えなければと言った。どうも、そうではないようだ。単位自治会の意見でないのは問題。そこは確認してほしい。

## 《次号は3月23日（月）予定》16日（月）は別のニュース

次の265号は3月23日（月）に新聞折込、インターネットのブログ「てらまち・ねっと」には21日（土）掲載。3月16日（月）は別のニュースの折込予定。